

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮ガイドライン改訂に係る 追加論点「大規模非自発的住民移転」の提出

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

国際環境 NGO FoE Japan

メコン・ウォッチ

現在、コンサルテーション会合が開催されている「JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂」プロセスにおいて、下記の追加論点を提出させていただきます。よろしくご査収いただけますようお願い致します。

追加論点：「大規模非自発的住民移転」の範囲の明示化

【提言】

各該当部分において、下線を付した文言を追記すべきである。

（１）【第１部】「4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レビュー」における文言を「大規模非自発的住民移転及び生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画（第２部 1（非自発的住民移転）の項参照）……（中略）……がそれぞれ提出されなければならない。」とする。

（２）【第２部】「1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（非自発的住民移転）」における文言を「大規模非自発的住民移転及び生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。」とする。

（現状）

- ・ 現行ガイドラインは、「大規模非自発的住民移転」と記載されていることから、物理的移転が発生せず、大規模な生計手段の喪失のみが発生するプロジェクトの場合でも、生計手段の喪失に係る対策の提出や作成、公開が求められている点が、ガイドラインの利用者にわかりにくい形となっている。

（趣旨）

- ・ 物理的移転が発生せず、生計手段の喪失のみが発生する場合でも、以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復するための具体的な措置がとられなければならない。
- ・ JBIC・NEXI が適合すべき国際基準である世銀セーフガードポリシー OP4.12（para3）、IFC パフォーマンススタンダード PS5（para5）の関連規定では、「非自発的住民移転」の範囲に「生計手段の喪失」が含まれている。また、世銀 OP4.12（para17、25、脚注 26）、IFC PS5（para19、25）の関連規定では、物理的移転が発生せず、生計手段の喪失に係る影響のみが発生する場合においても、「住民移転計画」（世銀）、あるいは、「生計回復計画」（IFC）が要件とされている。なお、IFC においては、2012 年改訂時に、物理的移転と経済的損失に係る対策をそれぞれ明示する趣旨から、「移転行動計画」と「生計回復計画」とが書き分けられた経緯があると理解している。
- ・ これまでのガイドライン策定（1999～2002 年）および改訂（2007～2009 年）のプロセスにおいて、非自発的住民移転に係る議論を振り返ると、「住民移転計画」に係る規定については、世銀 OP4.12 を参照しており、現行ガイドラインの文言も、それを反映

したものになっていると理解している。一方、これまでのガイドライン策定・改訂プロセスにおいて、「大規模非自発的住民移転」に『生計手段の喪失』は含まれない」とする議論は特段なされておらず、世銀 OP4.12 や IFC PS5 等の国際基準と同様の解釈を基に、現行ガイドラインが制定されてきたと理解している。

- ・ 現行ガイドラインの利用者にとって、以上の趣旨がわかりにくくなっているため、文言を追記することにより、世銀 OP4.12 や IFC PS5 等の国際基準と同様の環境社会配慮が行なわれるよう確保すべきである。

以上